

議案第60号関係資料

その他事業の取扱いについて

平成 16 年 4 月  
秋田市・河辺町・雄和町  
合併協議会

(様式1)

## 行政制度等の調整方針(案)総括表

### (50) その他事業

総務専門部会

番号	項目(事務事業名等)	秋田市	河辺町	雄和町	区分	経過措置
1	行政区域に関する事				B	
2	請願・陳情総括				B	
3	外部監査関係			×	B	
4	新庁舎建設関係		×	×	B	
5	議会(招集・議案作成・質問対応等)関係				B	
6	人権擁護委員活動				B	
7	公印管守				B	
8	公告式・公報発行				B	
9	公平委員会		×	×	B	
10	文書管理				B	
11	条例、規則等の審査				B	
12	文書収発事務				B	
13	文書送達				B	
14	事務決裁				B	
15	行政改革				B	
16	業務棚卸手法による行政評価		×	×	B	
17	投・開票関係事務				B	
18	選挙組織・団体の運営				B	
19	監査委員				B	
20	定期監査等				B	

番号	項目(事務事業名等)	秋田市	河辺町	雄和町	区分	経過措置
21	例月現金出納検査				B	
22	決算審査等				B	
23	都市監査委員会				B	
24	過疎・辺地計画	×			A	
25	NPO・ボランティア活動支援		×	×	B	
26	総合計画				B	
27	事務・事業評価				B	
28	国・県要望				B	
29	広域連携事務				B	
30	地域総合整備資金貸付				B	
31	空港周辺地域の振興	×	×		A	
32	統計				B	
33	会議録検索システム		×	×	B	
34	庁内案内				B	
35	電話交換		×	×	B	
36	市・町民総合賠償補償保険				B	
37	財政関係事務				B	
38	契約関係事務				B	
39	法定外公共用財産(里道・水路)の管理				B	
40	地籍調査	×			B	

(注1) 該当する項目(事務事業名等)を実施している市町には 印、実施していない場合は×印を表示。

(注2) 「区分」欄には、調整方針(案)の区分を表示。(A:現行どおり、B:統一、C:廃止)

(注3) 「経過措置」欄には、調整方針(案)で経過措置を講ずることとした場合に 印を表示。

番号	項目（事務事業名等）	秋田市	河辺町	雄和町	区 分	経過措置
41	地籍成果管理事業	×	×		B	
42	会計関係事務				B	
43	用品会計		×	×	B	
44	庁舎管理関係事務				B	
45	公舎、借上庁舎関係事務		×	×	B	
46	宿日直勤務				B	
47	管財関係事務				B	
48	不動産評価審査委員会		×	×	B	
49	民有地の借上			×	B	
50	工事検査				B	
51	工事成績評定		×	×	B	
52	議員互助・共済				B	
53	議員台帳				B	
54	議会事務局の機構・職員数				B	
55	政務調査費		×	×	B	
56	本会議運営				B	
57	委員会運営				B	
58	協議会の開催				B	
59	議会広報の発行				B	
60	議会選出各種委員				B	

番号	項目（事務事業名等）	秋田市	河辺町	雄和町	区 分	経過措置
61	議員行政視察				B	
62	各派会長会議		×	×	B	
63	議会の情報公開				B	
64	各種委員の報酬・費用弁償				B	
65	特別職報酬等審議会				B	
66	病院事業		×	×	B	

（注1）該当する項目（事務事業名等）を実施している市町には「印」、実施していない場合は「×」印を表示。

（注2）「区分」欄には、調整方針（案）の区分を表示。（A：現行どおり、B：統一、C：廃止）

（注3）「経過措置」欄には、調整方針（案）で経過措置を講じることとした場合に「印」を表示。

(様式2)

## 行政制度等の調整方針(案)

(50) その他事業

総務専門部会

項 目 (事務事業名等)	現 況			課 題	調整方針(案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
1 行政区域に関する事	隣接町との境界確認	隣接町との境界確認	隣接町との境界確認		合併時に秋田市の制度に統一する。
2 請願・陳情総括	市議会で採択された請願・陳情の受理、担当部局への措置状況照会、議会への報告	町議会で採択された請願・陳情は担当課で対応	町議会で採択された請願・陳情は担当課で対応		合併時に秋田市の制度に統一する。
3 外部監査関係	秋田市外部監査契約に基づく監査に関する条例により、外部監査人と毎年度包括外部監査契約を締結し、監査を受けている。 また、個別外部監査の請求があれば、外部監査人と個別外部監査契約を締結し、監査を受ける。	河辺町外部監査契約に基づく監査に関する条例により、個別外部監査の請求があれば、外部監査人と個別外部監査契約を締結し、監査を受ける。	未実施		合併時に秋田市の制度に統一する。
4 新庁舎建設関係	現在の庁舎は昭和39年に建設されたものであるが、行政規模の急速な拡大に追いつけず、狭隘化したことから、庁舎が分散せざるをえなくなり、市民にとって利便性が著しく低下している。 また、バリアフリーへの対応などは局所的に行われているにすぎない。さらに本庁舎、分館、教育委員会と各部局が分散しており、これに伴い連絡が不便であるとともに、教育委員会についてはテナント料などの負担が大きい。 こうしたことから、本庁舎の法定耐用年数が満了する平成26年頃までに新庁舎を建設することとしている。 建て替え計画は、これまでは現在地での建て替えを前提とし、平成9年度に200億円の事業費を想定し、起債充当に必要な総事業費の半額100億円を目標に平成2年度から毎年5億円を目標に基金の積立を開始している。	未実施	未実施	新たな秋田市のまちづくりビジョンに基づき、建設構想を再度検討する必要がある。	新市の市町村建設計画に新庁舎建設事業を位置づけている。今後、両町の現在の庁舎の活用方法、合併後の機構、第10次秋田市総合計画で提示した高次都市機能の集積、行政のIT化、新たな秋田市のまちづくりビジョン、そして何より合併後の秋田市民の利便性の向上を踏まえつつ検討を進めていく。

項 目 (事務事業名等)	現 況			課 題	調整方針(案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
5 議会(招集・議案作成・質問対応等)関係	<p>&lt;招集等&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・議会日程の調整</li> <li>・議長に対する申し入れ</li> <li>・招集告示</li> <li>・議案の内示、記者会見</li> <li>・議案その他資料の調製・送付</li> <li>・議案の市長説明要旨の調製</li> <li>・議会資料の配付</li> </ul> <p>&lt;議案作成等&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・議案は所管課で作成(条例案は法令審査委員会の審査を経て作成)</li> <li>・総務課で取りまとめ印刷、調製</li> </ul> <p>&lt;質問対応等&gt;</p> <p>一般・代表質問</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般・代表質問の通告書は、招集日翌々日の正午までに議長(議会事務局扱い)に提出される。</li> <li>・通告の内容から、所管部局の連絡調整課に送付する。</li> <li>・答弁検討会で答弁要旨、答弁者を決定する。</li> <li>・答弁要旨を総務課で取りまとめ印刷する。</li> </ul> <p>質疑、緊急質問</p> <p>一般質問・代表質問同様に答弁検討会を開催して答弁要旨を決定する。</p>	<p>&lt;招集等&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・議会日程の調整</li> <li>・招集告示</li> <li>・議案その他資料の調製・配付</li> <li>・町長説明要旨の調製</li> </ul> <p>&lt;議案作成等&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・議案は所管課で作成</li> <li>・条例案、予算案は、総務課で取りまとめ、印刷・調製</li> </ul> <p>&lt;質問対応等&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般質問の通告書は、議会開会日の5日前(土・日を除く)の午後5時までに、議長(議会事務局扱い)に提出され、内容を審査したのち、総務課に送付される。</li> <li>・通告の内容から、各課等に送付する。</li> <li>・課長等会議にて答弁要旨を検討する。</li> <li>・答弁要旨は各課長等が作成し、総務課長が取りまとめる。</li> </ul>	<p>&lt;招集等&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・議会日程の調整</li> <li>・招集告示</li> <li>・議案その他資料の調製・配付</li> </ul> <p>&lt;議案作成等&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・議案は所管課で作成し、総務課で調製</li> <li>・予算案は財政課で調製</li> </ul> <p>&lt;質問対応等&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般質問の通告は議会運営委員会の前日の正午までに議長あてに提出され、議会事務局より各課に通告書が配付される。</li> <li>・答弁要旨(案)は所管課で議会開会数日前(質問の多寡による期日は不定)までに作成し、庶務係に提出。</li> <li>・一般質問の答弁者は、町長、行政委員会の長であるが、4役と総務企画課長、所管課長で質問の趣旨を勘案し、答弁内容を検討(議会開会数日前または一般質問の2日前)。</li> </ul>		合併時に秋田市の制度に統一する。

項 目 (事務事業名等)	現 況			課 題	調整方針(案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
6 人権擁護委員活動	<p>人権擁護委員の推薦事務 人権擁護委員の推薦については、議会の同意を得たのち、法務大臣(秋田地方方法務局経由)へ推薦書類を提出する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委員数 14人</li> <li>・会議への出席</li> <li>・秋田人権擁護委員協議会定時総会</li> <li>・秋田県人権擁護委員連合会定時総会</li> <li>・秋田県人権啓発活動ネットワーク協議会</li> <li>・秋田地域人権啓発活動ネットワーク協議会</li> <li>・制度のPR</li> </ul>	<p>人権擁護委員の推薦事務 人権擁護委員の推薦については、議会の同意を得たのち、法務大臣(秋田地方方法務局経由)へ推薦書類を提出する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委員数 4人</li> <li>・会議への出席</li> <li>・秋田人権擁護委員協議会定時総会</li> <li>・秋田県人権擁護委員連合会定時総会</li> <li>・秋田県人権啓発ネットワーク協議会</li> <li>・秋田地域人権啓発ネットワーク協議会</li> <li>・制度のPR</li> </ul>	<p>人権擁護委員の推薦事務 人権擁護委員の推薦については、議会の同意を得た後、法務大臣(秋田地方方法務局経由)への推薦書類を提出する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委員数 3人</li> <li>・会議への出席</li> <li>・秋田人権擁護委員協議会定時総会</li> <li>・秋田地域人権啓発ネットワーク協議会</li> <li>・制度のPR</li> </ul>	委員の選任について両町からバランスのとれた人選が必要	<p>現に委員として在職する者は、合併後もその者の住所を区域内に含む市町村(秋田市)の区域に置かれた委員として引き続き在職する。(人権擁護委員定数規程昭和42年3月24日法務省令第12号)</p> <p>合併により委員数は21人になるが、任期切れとなった委員の不補充等の措置をとり合併から3年後に定数の19人とする。</p> <p>人選については、秋田地方方法務局と協議しながら行う。</p>
7 公印管守	<p>文書法規課長が総括 特定業務に係る市長印等は各課で保管</p>	<p>総務課長が総括 特定業務に係る町長印等は各課で保管</p>	<p>総務企画課長が総括 特定業務に係る町長印等は各課で保管</p>		<p>市長名をもって発する文書に使用する市長印等は文書担当課で管理する。</p> <p>戸籍事務等特定業務に係る市長印等は両町役場における担当課で保管する。</p>
8 公告式・公報発行	<p>公告式 市役所内、支所、各地域センターの掲示場に掲示するほか、公報に登載</p> <p>公報発行 秋田市公報発行規則に基づき発行</p>	<p>公告式 役場内1カ所、その他町内19カ所に掲示</p> <p>公報発行 なし</p>	<p>公告式 町内3カ所に掲示</p> <p>公報発行 なし</p>	両町において掲示場の縮小が必要 教育委員会規則との調整が必要	合併時に秋田市の制度に統一する。

項 目 ( 事務事業名等 )	現 況			課 題	調整方針(案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
9 公平委員会	地方公務員法第7条第3項の規定に基づき、公平委員会を設置	地方公務員法第7条第4項の規定に基づき、秋田県に委託	地方公務員法第7条第4項の規定に基づき、秋田県に委託		合併時に秋田市の制度に統一する。
10 文書管理	秋田市役所文書取扱規程および公文書に関する規定により運用	河辺町役場処務規則により運用 文書管理システム導入済	雄和町処務規則により運用 文書管理システム導入済		合併時に秋田市の制度に統一する。 合併以前における両町の文書の分類・保管については現状通りとする。
11 条例、規則等の審査	原課で作成した条例案等について、文書法規課の法規担当で法令審査する。	原課で作成した条例案等について、総務課で審査する。	原課で作成した条例案等について、総務企画課庶務係で形式等を審査		合併時に秋田市の制度に統一する。
12 文書収発事務	到着した文書は、文書法規課で配付棚を用いて主務課に配付する。 文書の発送は直接発送する必要がある場合を除き、文書法規課で行う。	到着した文書は、総務課で各課に配付する。 各課からの郵便物は午後3時まで提出されたものを、和田郵便局に発送する。	到着した文書は、総務企画課で配付棚を用いて主務課に配付する。 発送文書は、総務企画課で料金計器を用い発送、雄和郵便局が集配	文書法規課で一括扱いにすると効率が悪い。	合併時に秋田市の制度に統一する。なお、当分の間、両町役場に関するものについては、到着文書、発送文書とも現状通り両町役場で取り扱う。
13 文書送送	本庁、両支所、各地域センターおよび市民サービスセンター間において書類等の送送を行う。	本庁と支所間において、書類等の送送を行う。	支所との間に週2回往来		市本庁と両町役場間の文書の送送は毎日定期の配送とする。

項 目 ( 事 務 事 業 名 等 )	現 況			課 題	調 整 方 針 ( 案 )
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
14 事務決裁	秋田市事務決裁規程による。	河辺町処務規則による。	雄和町処務規則による。		合併時に秋田市の制度に統一する。
15 行政改革	第3次秋田市行政改革大綱(計画期間:平成15年度~17年度)の実施をおし、市民志向・成果志向の行政経営の実現を目指す。	平成7年から12年までを計画期間とする河辺町行政改革大綱の実施をおし、町長の諮問に応じ、町の行政改革の推進に関する重要事項を調査審議した。	平成8年から12年までを計画期間とする行政改革大綱に沿い、事業の必要性、効率性を勘案し、新しい視点での行政展開を図った。	秋田市の現行行政改革大綱は平成17年度が最終年次であり、合併後も適用されることから、両町の職員等に対して大綱を周知し、基本的な考え方の共有を図る必要がある。また、合併後の市の状況を踏まえ、行政改革大綱の見直しについて検討する必要がある。	秋田市の行政改革大綱を適用する。
16 業務棚卸手法による行政評価	業務棚卸手法を用いた行政評価システムを導入することにより、市民志向・成果志向型の行政経営を実現し、住民の視点に立った地方行政を一層推進する。	未実施	未実施	合併後は、河辺・雄和両町の業務も含めた行政評価を実施しなければならない。河辺・雄和両町においては、合併後の行政評価が円滑に進むよう、行政評価の必要性、現行秋田市の行政評価手法の概要等について、共通の認識をもてるように努める必要がある。	合併後の行政評価システムは、現行秋田市が導入している業務棚卸手法による行政評価システムに統一する。



項 目 (事務事業名等)	現 況			課 題	調整方針(案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
17 投・開票関係事務	(1) 期日前投票(不在者投票含む)の管理、執行 記載所および執行時間 市役所分館 午前8時30分～午後8時 土崎支所                   "                   " 新屋支所                   "                   " ぼぼろーど               "                   "	(1) 期日前投票(不在者投票含む)の管理、執行 記載所および執行時間 役場 午前8時30分～午後8時 岩見三内支所               "                   "	(1) 期日前投票(不在者投票含む)の管理、執行 記載所および執行時間 役場 午前8時30分～午後8時 大正寺支所 午前8時30分～午後5時	期日前投票(不在者投票含む)記載所をどこに設けるか調整が必要。 また、投票時間が異なる。	場所は、現行どおりとし、経過措置として、河辺町岩見三内支所と雄和町大正寺支所の終了時刻を午後5時とする。
	(2) 投票事務 投票所数 89投票所 投票時間 午前7時～午後8時	(2) 投票事務 投票所数 15投票所 投票時間 午前7時～午後8時	(2) 投票事務 投票所数 17投票所 投票時間 午前7時～午後7時		現行の河辺町および雄和町の投票所を、すべて秋田市の投票所として引き継ぐ。 また、開票所となる秋田市立体育館までの投票箱の送致時間を考慮し、投票終了時刻を午後7時とする。
	(3) ポスター掲示場の設置数 国政、知事、県議、市長選挙 657カ所 市議選挙 533カ所	(3) ポスター掲示場の設置数 86カ所	(3) ポスター掲示場の設置数 114カ所	設置場所の取扱い	両町の設置数および設置場所を、すべて秋田市に引き継ぐ。
	(4) 開票所 市立体育館 1カ所	(4) 開票所 総合福祉交流センター 1カ所	(4) 開票所 町民体育館 1カ所	開票場所および開票開始時刻の取扱い	一開票区とし、秋田市立体育館を開票所とする。開票は、午後9時15分に開始する。
18 選挙組織・団体の運営	(1) 選挙管理委員会 委員数 4名(委員長1名、委員3名) 任期 4年(H11.12.25～15.12.24)	(1) 選挙管理委員会 委員数 4名(委員長1名、委員3名) 任期 4年(H12.10.11～16.10.10)	(1) 選挙管理委員会 委員数 4名(委員長1名、委員3名) 任期 4年(H14.10.10～18.10.9)	委員の身分の扱い	合併施行と同時に、両町の委員は失職し、秋田市の委員が引き続き在任する。
	(2) 選挙啓発団体 「秋田市明るい選挙推進協議会」 委員数 27名(男8名、女19名) 任期 3年	(2) 選挙啓発団体 「河辺町明るい選挙推進協議会」 委員数 13名(男7名、女6名) 任期 1年	(2) 選挙啓発団体 「雄和町明るい選挙推進協議会」 委員数 17名(男8名、女9名) 任期 2年	委員の身分の扱い	合併施行と同時に、両町の委員は失職し、秋田市の委員が引き続き在任する。

項 目 (事務事業名等)	現 況			課 題	調整方針(案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
19 監査委員	監査委員定数4名(識見3名、議選1名)	監査委員定数2名(識見1名、議選1名)	監査委員定数2名(識見1名、議選1名)	監査委員の身分の取扱いについて	河辺、雄和両町の法人格は消滅するため、両町の監査委員は失職となる。なお、両町の監査委員は秋田市の監査委員に事務引継をしなければならない。
20 定期監査等 (その1)	(1) 定期監査(地方自治法第199条第4項) 毎会計年度少なくとも1回以上期日を定めて行う。	(1) 定期監査(地方自治法第199条第4項) 毎年度4月から12月までの間に1回期日を定めて行なう。ただし、必要がある場合においては、その期間を延長することができる。	(1) 定期監査(地方自治法第199条第4項) 毎年4月から12月までの間に2回行うものとする。	定期監査の実施方法について	合併後は、秋田市の制度に統一する。なお、両町の平成16年度定期監査は、合併前までに終了することとする。
	(2) 随時監査(地方自治法第199条第5項) (工事監査)  (社)日本技術士会に調査を委託している。	(2) 随時監査(地方自治法第199条第5項)  実施例なし	(2) 随時監査(地方自治法第199条第5項)  実施例なし	随時監査の実施方法について	
	(3) 行政監査(地方自治法第199条第2項) 過去の定期監査の中で問題となったもの、他市において取り上げられ一定の効果をあげたものなどを考慮しながらテーマを設定する。	(3) 行政監査(地方自治法第199条第2項)  実施例なし	(3) 行政監査(地方自治法第199条第2項)  実施例なし	行政監査の実施方法について	
	(4) 財政援助団体等に対する監査(地方自治法第199条第7項)  財政援助額1,000千円以上の団体で、過去5年間監査未実施団体を抽出し、その中から比較的補助額が大きく、市単独事業のものを中心に選定する。	(4) 財政援助団体等に対する監査(地方自治法第199条第7項)  実施例なし	(4) 財政援助団体等に対する監査(地方自治法第199条第7項)  町から補助金として支出した実績を調査し、近年の監査未実施団体を抽出、その中から比較的補助額が大きく、町単独事業であるものを中心に数団体を選定する。	財政援助団体等に対する監査の実施方法について	
	(5) 公金の収納又は支払事務に関する監査(地方自治法第235条の2第2項又は公企法第27条の2第1項)  実施例なし	(5) 公金の収納又は支払事務に関する監査(地方自治法第235条の2第2項又は公企法第27条の2第1項)  実施例なし	(5) 公金の収納又は支払事務に関する監査(地方自治法第235条の2第2項又は公企法第27条の2第1項)  実施例なし	合併時までには終了しないものの取扱いについて	

項 目 (事務事業名等)	現 況			課 題	調整方針(案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
20 定期監査等 (その2、前ページからの続き)	(6) 住民の直接請求に基づく監査(地方自治法第75条) 実施例なし	(6) 住民の直接請求に基づく監査(地方自治法第75条) 実施例なし	(6) 住民の直接請求に基づく監査(地方自治法第75条) 実施例なし	合併時までに終了しないものの取扱いについて	合併後は、秋田市の制度に統一する。なお、終了しないものについては、秋田市が承継するものとする。
	(7) 議会の請求に基づく監査(地方自治法第98条第2項) 実施例なし	(7) 議会の請求に基づく監査(地方自治法第98条第2項) 実施例なし	(7) 議会の請求に基づく監査(地方自治法第98条第2項) 実施例なし	合併時までに終了しないものの取扱いについて	
	(8) 請願の措置としての監査(地方自治法第125条) 実施例なし	(8) 請願の措置としての監査(地方自治法第125条) 実施例なし	(8) 請願の措置としての監査(地方自治法第125条) 実施例なし	合併時までに終了しないものの取扱いについて	
	(9) 市長の要求に基づく監査(地方自治法第199条第6項・7項) 実施例なし	(9) 市長の要求に基づく監査(地方自治法第199条第6項) 実施例なし	(9) 市長の要求に基づく監査(地方自治法第199条第6項) 実施例なし	合併時までに終了しないものの取扱いについて	
	(10) 住民監査請求に基づく監査(地方自治法第242条) 秋田市監査基準に基づき監査	(10) 住民監査請求に基づく監査(地方自治法第242条) 実施例なし	(10) 住民監査請求に基づく監査(地方自治法第242条) 実施例なし	住民監査請求に基づく監査の実施方法について	
	(11) 市長又は企業管理者の要求に基づく職員の賠償責任に関する監査(地方自治法第243条の2第3項又は公企法第34条) 実施例なし	(11) 市長又は企業管理者の要求に基づく職員の賠償責任に関する監査(地方自治法第243条の2第3項又は公企法第34条) 実施例なし	(11) 市長又は企業管理者の要求に基づく職員の賠償責任に関する監査(地方自治法第243条の2第3項又は公企法第34条) 実施例なし	合併時までに終了しないものの取扱いについて	

項 目 ( 事務事業名等 )	現 況			課 題	調整方針(案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
21 例月現金出納検査	例月現金出納検査(地方自治法第235条の2第1項)  前月分を対象に原則として毎月末に実施する。(一般会計、特別会計、企業会計)	例月現金出納検査(地方自治法第235条の2第1項)  監査日の前々日から前監査日の前々日までの1か月分を対象に、原則として毎月10~15日の間に実施する。(一般会計、特別会計)	例月現金出納検査(地方自治法第235条の2第1項)  前月分を対象に、原則として毎月20日前後に実施する。(条例は10日が実施日)(一般会計、特別会計、企業会計)	例月現金出納検査の実施方法について	合併後は、秋田市の制度に統一する。なお、原則として両町の平成16年12月分までは、合併前にそれぞれで実施終了することとし、未処理分については、秋田市が行うこととする。
22 決算審査等	(1) 決算審査(地方自治法第233条第2項又は公企法第30条第2項)  事務局で意見書(案)を作成し、監査委員会議で決定。市長に提出する。	(1) 決算審査(地方自治法第233条第2項又は公企法第30条第2項)  事務局で意見書(案)を作成し、監査委員が決定。町長に提出する。	(1) 決算審査(地方自治法第233条第2項又は公企法第30条第2項)  事務局で意見書(案)を作成し、監査委員が決定。町長に提出する。	打ち切り決算の審査について	両町長が決算したものを秋田市の監査委員が審査を行い、その意見書を秋田市長に提出するものとする。
	(2) 基金の運用状況審査(地方自治法第241条第5項)  事務局で意見書(案)を作成し、監査委員会議で決定。市長に提出する。	(2) 基金の運用状況審査(地方自治法第241条第5項)  事務局で意見書(案)を作成し、監査委員が決定。町長に提出する。	(2) 基金の運用状況審査(地方自治法第241条第5項)  事務局で意見書(案)を作成し、監査委員が決定。町長に提出する。	打ち切り決算の審査について	
23 都市監査委員会	【内容】 秋田県内の都市の監査委員で構成する「秋田県都市監査委員会」、東北6県の都市の監査委員で構成する「東北都市監査委員会」、全国の都市の監査委員で構成する「全国都市監査委員会」の3つの会があり、いずれの会も毎年定期的に総会や研修会、その他調査研究活動などを行っている。	【内容】 河辺、雄和両町監査委員で構成する「河辺郡監査委員協議会」、秋田県内の町村監査委員で構成する「秋田県町村監査委員協議会」および全国の町村監査委員で構成する「全国町村監査委員協議会」の3つの会があり、いずれの会も毎年定期的に総会や研修会などを行っている。	【内容】 河辺、雄和両町監査委員で構成する「河辺郡監査委員協議会」、秋田県内の町村監査委員で構成する「秋田県町村監査委員協議会」および全国の町村監査委員で構成する「全国町村監査委員協議会」の3つの会があり、いずれの会も毎年定期的に総会や研修会などを行っている。	各監査委員協議会の加入の取扱いについて	合併に伴い、両町が加入している各監査委員協議会については脱会することとする。

項 目 (事務事業名等)	現 況			課 題	調整方針(案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
24 過疎・辺地計画	未実施	平成12年に過疎地域自立促進計画を策定	平成12年度過疎地域自立促進計画策定(平成13年度に過疎地域指定除外、ただし平成16年度まで経過措置)	河辺町のみ過疎地域に該当する。 新市全域における辺地の該当可能性を確認する必要がある。	河辺地域における現行の過疎計画は新市が引き継ぐ。 河辺地域における次期過疎計画の策定にあたっては、1市2町間で相互調整のうえ、合併後新市において決定する。 合併にあたり、新市全域において辺地の該当の有無を調査する。
25 NPO・ボランティア活動支援	市民活動促進基本方針に基づき、市民活動促進のための施策・事業を推進する。	未実施	未実施	秋田市のみ実施	合併時に秋田市の制度に統一する。
26 総合計画 (策定)	平成14年度に第10次秋田市総合計画を策定。 策定にあたっては、市民代表等からなる市政懇談会を組織し、計画案や重要施策、新規施策等について審議している。	平成14年度に河辺町第5次総合発展計画を策定。 策定にあたっては、町民代表等からなる河辺町総合発展計画等策定懇話会および、議会議員、各種団体の代表等からなる河辺町総合発展計画等策定審議会を組織し、計画案等についての審議を行っている。	平成8年度に雄和町総合発展計画を策定。 策定にあたっては、町民代表等からなる雄和町総合発展計画策定懇談会を組織し、計画案や重要施策、新規施策等について審議した。	策定の手法・策定の時期がそれぞれ異なる。	策定の手法は秋田市の制度を適用する。 なお、合併後の(仮称)第11次秋田市総合計画の策定に際しては、新市域の各界・各層の住民からなる市政懇談会を新たに組織するとともに、新市域の住民を対象とした市民意向調査を行う。
(進行管理)	次年度主要事務・事業評価会の実施を通し、ローリング・プラン方式により毎年実施計画の改定を行っている。 総合計画の進捗率は事業費ベースにより算出。	毎年、向こう3年間の事業をローリング策定し、予算編成基準としている。 総合計画の進捗率は算出していない。	毎年年度始めに前年度実績の把握および計画変更を行っている。 総合計画の進捗率は算出していない。	進行管理の手法がそれぞれ異なる。	合併時に秋田市の制度に統一する。

項 目 ( 事務事業名等 )	現 況			課 題	調整方針(案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
27 事務・事業評価	次年度に予定する主要施策についての事前評価を行っている。	町総合発展計画の進行管理を目的に、事業の事後評価を実施。	町総合発展計画の進行管理を目的に、平成15年1月～2月に事業の事後評価を実施。	手法や目的がそれぞれ異なる。	合併時に秋田市の制度に統一する。
28 国・県要望	国・県等との連携および国会議員等の協力が必要な施策や制度改正の早期実現を図るため、毎年7月と12月に実施。 提出先は、県選出国会議員、関係省庁各担当課長、知事、市選出県議会議員。	国・県等との連携および国会議員等の協力が必要な施策や制度改正の推進を図るため実施。 提出先は、県町村会、自民党秋田県支部移動政務調査会、県選出国会議員等。	国・県等との連携および国会議員等の協力が必要な施策や制度改正の推進を図るため実施。 提出先は、県町村会、自民党秋田県支部移動政務調査会、県選出国会議員等。	実施手法がそれぞれ異なる。	合併時に秋田市の制度に統一する。
29 広域連携事務	秋田周辺広域市町村圏協議会、秋田・岩手地域連携軸推進協議会に加入。	秋田周辺広域市町村圏協議会、秋田・岩手地域連携軸推進協議会に加入。	秋田周辺広域市町村圏協議会、秋田・岩手地域連携軸推進協議会に加入。		合併時に秋田市の制度に統一する。
30 地域総合整備資金貸付	地域総合整備財団の支援を得て民間事業者に無利子融資を行う。	地域総合整備財団の支援を得て民間事業者に無利子融資を行う。	地域総合整備財団の支援を得て民間事業者に無利子融資を行う。 町の貸付要綱および貸付実績はなし。	貸付要綱等に定めている貸付対象事業が秋田市と河辺町では異なっている。また、申請案件を審査する基準については、秋田市のみが設けている。	合併時に秋田市の制度に統一する。 なお、河辺町の貸付対象者に関する事項については新市において引き継ぐ。
31 空港周辺地域の振興	未実施	未実施	秋田空港開設に際し、県と歩調を合わせ、空港周辺集落等に対して騒音対策、テレビ難視聴対策、道路整備等の対策を講じた。	雄和町のみ実施	秋田空港開港時に県と締結した覚書を新市が引き継ぐ。
32 統計	各種統計調査ならびに調査員の登録に関する事務を行っている。	各種統計調査ならびに調査員の登録に関する事務を行っている。	各種統計調査ならびに調査員の登録に関する事務を行っている。	市域拡大に伴う調査員の確保や調査員説明会等の実施体制をすみやかに確立する必要がある。	合併時に秋田市の制度に統一する。

項 目 ( 事務事業名等 )	現 況			課 題	調整方針(案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
33 会議録検索システム	市議会本会議における会議録の全文を検索対象とするシステムであり、平成2年度以降のデータを市議会のホームページ上で公開している。	未実施	未実施	両町の会議録を組み込む場合の経費等	両町の会議録はシステムに組み込まない。
34 庁内案内(総合案内)	本庁玄関ホールにおいて庁内案内を実施。	戸籍窓口において窓口業務の一環として対応。	戸籍窓口を総合案内とするとともに、企画総務課の窓口でも対応。		合併時に秋田市の制度に統一する。
(管理職による案内)	転入・転出の多い3月下旬から4月上旬の繁忙期に、市役所本庁舎内の管理職が正面玄関で庁内案内を行っている。	未実施	未実施	秋田市のみ実施	合併時に秋田市の制度に統一する。
35 電話交換	市役所代表電話(863-2222)にかかってきた電話を、電話交換手が適切な課所室に取り次ぎを行っている。	未実施	未実施	秋田市のみ実施	市役所代表電話(863-2222)にかかってきた、河辺町、雄和町の問い合わせ等については各々電話番号を案内する。
36 市・町民総合賠償補償保険	全国市長会総合賠償補償保険に加入(市の所有、使用、管理する施設の瑕疵及び市の業務遂行上の過失に起因する法律上の損害賠償責任を負う場合の損害を総合的に填補する保険制度)	全国町村会総合賠償補償保険に加入	全国町村会総合賠償補償保険に加入	加入先・契約内容が異なっている。	合併時に秋田市の制度に統一する。

項 目 ( 事務事業名等 )	現 況			課 題	調整方針(案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
37 財政関係事務	地方自治法、地方財政法、秋田市財務規則等に基づき財政関係事務を執行している。	地方自治法、地方財政法、河辺町財務規則等に基づき財政関係事務を執行している。	地方自治法、地方財政法、雄和町財務規則等に基づき財政関係事務を執行している。	日程、手順等が異なる。	合併時に秋田市の制度事務に統合する。
38 契約関係事務	秋田市財務規則、秋田市工事請負業者選定要領、秋田市低入札価格調査制度取扱要領等に基づき契約関係事務を執行している。	河辺町財務規則等に基づき契約関係事務を執行している。	雄和町財務規則、雄和町建設工事入札制度実施要綱等に基づき契約関係事務を執行している。	手順、基準等が異なる。	合併時に秋田市の制度事務に統合する。
39 法定外公共用財産(里道・水路)の管理	<p>国有財産である赤道・青溝等のいわゆる法定外公共物が市町村に譲与され、機能管理および財産管理とも市町村の自治事務となったことに伴い、秋田市法定外公共物管理条例および施行規則により管理事務を行う。</p> <p>1 法定外公共物使用許可関連事務 2 境界確認、用途廃止等の財産管理業務</p>	<p>国有財産である赤道・水路等のいわゆる法定外公共物等が市町村に譲与され、機能管理および財産管理とも市町村の自治事務となったことに伴い、管理事務を行う。</p> <p>* 管理条例未制定</p>	<p>国有財産である赤道・水路等のいわゆる法定外公共物等が市町村に譲与され、機能管理および財産管理とも市町村の自治事務となったことに伴い、管理事務を行う。</p> <p>* 管理条例未制定</p>	両町とも管理条例が未制定である。	合併時に秋田市の制度に統一する。 (秋田市に窓口を置く。)
40 地籍調査	未実施	<p>・成果の25%は法務局へ未送付(測量精度不足、境界争い等が理由)</p> <p>・単独事業(H12~H42)で年予算2千5百万円</p>	<p>・進捗率20%程度(H1~H23)</p> <p>・事業費は年3千万円(補助事業、雄和町負担額1/4の750万円)</p>	秋田市は未実施。河辺町、雄和町は実施中。	現計画に基づき財政状況を勘案しながら継続実施する。
41 地籍成果管理事業	未実施	未実施	<p>地籍調査で得られた成果を登記事務および公共事業等の促進に反映させるためにデータ等の閲覧交付をする。</p> <p>法務局から送付の「登記済通知書」に基づき管理システムのデータを修正する。</p> <p>【手数料】</p> <p>公簿、公文書又は図面の閲覧 1件 200円</p> <p>公簿、公文書又は図面の謄本又は抄本交付 1件 200円</p> <p>地籍調査成果の図面の交付 1枚 1,300円~2,700円 (用紙およびサイズにより異なる。)</p>	雄和町のみ実施している。河辺町については「地籍調査管理事業実施要領」(昭和53年7月4日付け国土令第362号国土庁土地局長通達)に基づく管理がなされていない。(地籍図、地籍簿の補正)	合併時に雄和町の管理システムは廃止する。また合併後は、国土調査法第21条第2項による成果の閲覧を行う。 (成果後の土地の異動に伴う補正をした補正地籍図、補正地籍簿の閲覧は行わない。) 手数料は無料とする。 閲覧窓口は河辺町、雄和町に引き置き置く。 交付は行わない。



項 目 (事務事業名等)	現 況			課 題	調整方針(案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
42 会計関係事務	地方自治法、秋田市財務規則等に基づき会計関係事務を行っている。	地方自治法、河辺町財務規則等に基づき会計関係事務を執行している。	地方自治法、雄和町財務規則等に基づき会計関係事務を執行している。		合併時に秋田市の制度に統一する。
43 用品会計	秋田市用品調達基金条例および秋田市用品調達基金条例施行規則に基づき用品の購入を効率的に行っている。	未実施	未実施	秋田市のみ実施している。	合併時に秋田市の制度に統一する。
44 庁舎管理関係事務	(1) 庁舎の管理 秋田市庁舎管理規程に基づき管理事務を行っている。 【庁舎修繕・補修】 (本庁舎)各課長は、事務室又は主管に係る建物について修繕その他工事を行う必要が生じたときは、その旨を管財課長に請求する。管財課長が請求を受けたとき、又は管財課および建築課において修繕工事を行う必要箇所を発見したときは、協議の上直ちに処理しなければならない。 (土崎支所・新屋支所)支所長は、修繕工事を行う必要箇所を発見したときは、直ちに処理しなければならない。	(1) 庁舎の管理 河辺町庁舎管理規則・河辺町総合庁舎管理規則に基づき管理事務を行っている。 【庁舎管理者】 庁舎管理者を置き当該庁舎の管理責任者とする。 1 役場庁舎にあっては、助役の職にあるもの 2 支所庁舎にあっては、支所長の職にあるもの 二庁舎管理者は、庁舎の電気、通信、給排水、衛生、暖房等の施設について、保全上必要な事項を定めておかなければならない。	(1) 庁舎の管理 雄和町庁舎管理規則・雄和町役場庁舎保安管理規程に基づき管理事務を行っている。 【庁舎管理】 (庁舎管理者)役場庁舎は総務企画課長を、支所庁舎は支所長を管理責任者とする。 (室管理者)庁舎の各室ごとに町長の定める室管理者を置き、当該室の管理責任者とする。 庁舎管理者は、庁舎の電気、通信、給排水、衛生、暖房、ガス等の施設について、保安管理上必要な事項を定めておかなければならない。	両町の庁舎の位置付けにより異なる。	合併時に秋田市の制度に統一する。
	(2) 催物案内表示板(庁内) 催物案内表示板は、本庁舎地下、分館1階ホールおよび議場棟1階ホールの3か所。 国、秋田県又は秋田市が主催若しくは後援するものを掲示。 期間については、その内容の期間とスペースを考慮して行う。	(2) 催物案内表示板(庁内) 庁舎内壁にポスターの掲示および各課カウンターにパンフ等にて対応。 民間営利団体にかかるものは取り扱わない。 期間については、その内容の期間とスペースを考慮して行う。	(2) 催物案内表示板(庁内) 催物案内表示板は本庁舎1階ホールの1か所。 庁舎管理者(総務企画課長)の許可を経たものを掲示する。 掲示期間は内容による。		
	(3) 庁内掲示物 秋田市公告式条例に規定する条例の公布は、市役所、支所および地域センターの掲示場に掲示。ただし、秋田市公報又は日刊新聞に掲載して公布することがある。	(3) 庁内掲示物 河辺町公告式条例に規定する条例の公布は庁舎内掲示板に掲示。 掲示期間は概ね1ヶ月間。	(3) 庁内掲示物 雄和町公告式条例に規定する条例の公布は、同条例に規定する3か所の掲示場に掲示する。		

項 目 ( 事務事業名等 )	現 況			課 題	調整方針(案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
	(4) 公用車の管理 秋田市自動車管理規程に基づき管理を行っている。	(4) 公用車の管理 河辺町職員車両運行及び運転事故防止基準に基づき管理を行っている。	(4) 公用車の管理 雄和町車両管理使用規程に基づき管理を行っている。		
	(5) 公用車の事故処理 秋田市自動車管理規程等に基づき事故報告等の処理を行っている。	(5) 公用車の事故処理 河辺町職員車両運行及び運転事故防止基準、職員の出張に係る交通手段等に関する要綱等に基づき事故報告等の処理を行っている。	(5) 公用車の事故処理 雄和町車両管理使用規程に基づき事故報告等の処理を行っている。		
45 公舎、借上庁舎関係事務	(1) 市長公舎の管理 秋田市公舎使用規程に基づき、市長公舎内外の維持、管理に必要な措置を講じる。 市長公舎の光熱水費および電話料金については、市長の自己負担とする。	未実施	未実施		合併時に秋田市の制度に統一する。
	(2) 庁舎等の借上げ 庁舎事務スペース不足のため、民間の建物を借上げ執務スペースとして使用している。  【借上げている建物】 ・建物名称 山王 2 1 ・借上面積 925.94㎡(3階・4階) ・借上開始年度 平成 5 年度 ・年間賃借料 32,682千円(共益費を含む)	未実施	未実施		

項 目 (事務事業名等)	現 況			課 題	調整方針(案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
46 宿日直勤務	<p>【勤務時間】 本庁舎 ・夜勤・・・午後4時30分～午前9時 (平日、休日とも2名) ・日勤・・・午前8時30分～午後5時15分 (平日1名、休日2名) 運用は日勤、夜勤、明け、公休の繰り返し(守衛8名) 8名の守衛が交代勤務</p> <p>土崎支所・新屋支所 ・宿直・・・午後5時15分～午前8時30分 (1名) ・日直・・・午前8時30分～午後5時15分 (1名、閉庁日のみ) 2名の警備員が交代勤務</p> <p>【服務】 ・庁舎内外の警備 ・電話受付 ・出生、死亡、婚姻等の届出の受理</p> <p>【勤務割当表の作成】 本庁舎 ・管財課にて作成し、課長決裁 ・勤務変更は課長決裁</p> <p>土崎支所・新屋支所 ・支所で作成し、支所長決裁 ・勤務変更は支所長決裁</p>	<p>【勤務時間】 本庁舎：閉庁日 午前8時30分～午後5時15分、 職員1人 (夜間は機械警備)</p> <p>岩見三内支所：閉庁日 午前8時30分～午後5時15分、 嘱託1人 午後5時15分～午前8時30分、 嘱託1人</p> <p>【服務】 ・庁舎の施錠および取締り ・郵便物等の收受 ・死亡届、出生届、婚姻届、離婚届の受付 ・火災、災害時の対応 ・警報発令時、警報班に連絡 ・上水道・下水道の故障対応(停電等による異常時)</p> <p>【当直勤務命令簿の作成】 ・総務課にて作成する ・係長以下 ・前月に1ヶ月の予定表により対象者の確認印をもらう ・変更は当直勤務命令簿の交代勤務者欄に記入、押印</p>	<p>【勤務時間】 本庁舎：閉庁日 午前8時30分～午後5時15分、 職員1人 (夜間は無人警備)</p> <p>大正寺支所：宿日直なし</p> <p>【本庁舎の服務】 ・庁舎の施錠および取締り、見回り ・郵便物等の收受 ・死亡届、出生届、婚姻届、離婚届の受付 ・非常事態および緊急事態への処遇</p>	<p>両町の庁舎の位置付けにより異なる。</p>	<p>原則として合併時に秋田市の制度に統一する。なお、宿日直の体制等については、市民センターの機能等に合わせ検討するものとする。</p>

項 目 ( 事務事業名等 )	現 況			課 題	調整方針(案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
47 管財関係事務	(1) 公共施設等の賃貸借契約及び契約先 地方自治法、秋田市行政財産使用料条例、秋田市財務規則等に基づき行政財産使用許可事務を執行している。	(1) 公共施設等の賃貸借契約及び契約先 地方自治法、河辺町財務規則等に基づき行政財産使用許可事務を執行している。	(1) 公共施設等の賃貸借契約及び契約先 地方自治法、雄和町行政財産使用料徴収条例、雄和町財務規則等に基づき行政財産使用許可事務を執行している。	使用料算定に際し、料率に差異がある。	合併時に、秋田市の制度に統一する。
	(2) 公有財産(普通財産)管理 地方自治法、秋田市議会の議決に付すべき契約および財産の取得又は処分に関する条例、秋田市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例、秋田市財務規則等に基づき管理事務を行っている。	(2) 公有財産(普通財産)管理 地方自治法、議会の議決に付すべき契約および財産の取得又は処分に関する条例、財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例、河辺町財務規則等に基づき管理事務を行っている。	(2) 公有財産(普通財産)管理 地方自治法、議会の議決に付すべき契約および財産の取得又は処分に関する条例、財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例、雄和町財務規則等に基づき管理事務を行っている。	普通財産の貸付料算定に際して、料率に差異がある。	合併時に秋田市の制度に統一する。ただし、両町の合併以前の貸付契約については、順次見直しを図る。
	(3) 公有財産管理台帳 秋田市財務規則に基づき、市が所有するすべての公有財産を台帳に登載し管理事務を行っている。	(3) 公有財産管理台帳 河辺町財務規則に基づき、町が所有するすべての公有財産を台帳に登載し管理事務を行っている。	(3) 公有財産管理台帳 雄和町財務規則に基づき、町が所有するすべての公有財産を台帳に登載し管理事務を行っている。		合併時に秋田市の制度に統一する。
	(4) 公用車損害共済事務 全国市有物件災害共済会への共済保険加入台数 345台	(4) 公用車損害共済事務 全国自治協会町村有自動車損害共済保険加入台数 79台	(4) 公用車損害共済事務 全国自治協会町村有自動車損害共済保険加入台数 49台	秋田市と両町では加入保険が異なる。	合併翌年度から、秋田市の制度に統一する。
	(5) 公有建物災害共済事務 全国市有物件災害共済会への共済保険加入件数 469件、ガラス保険 8件	(5) 公有建物災害共済事務 全国自治協会町村有建物災害共済保険加入件数 61件	(5) 公有建物災害共済事務 全国自治協会町村有建物災害共済保険加入件数 116件	秋田市と両町では加入保険が異なる。	合併翌年度から、秋田市の制度に統一する。
	(6) 官民境界立会 秋田市財務規則に基づき、土地の境界の確定を行っている。	(6) 官民境界立会 河辺町財務規則に基づき、土地の境界の確定を行っている。	(6) 官民境界立会 雄和町財務規則に基づき、土地の境界の確定を行っている。		合併時に秋田市の制度に統一する。
	(7) 土地開発公社への土地先行取得依頼 公有地の拡大推進に関する法律に基づき、秋田市土地開発公社に対し公共事業用地の先行取得依頼を行う。	(7) 土地開発公社への土地先行取得依頼 公有地の拡大推進に関する法律に基づき、河辺町土地開発公社に対し公共事業用地の先行取得依頼を行う。	(7) 土地開発公社への土地先行取得依頼 公有地の拡大推進に関する法律に基づき、秋田県町村土地開発公社に対し公共用地の先行取得依頼を行う。		合併時に秋田市の制度に統一する。

項 目 ( 事務事業名等 )	現 況			課 題	調整方針(案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
48 不動産評価審査委員会	<p>【概要】 本市が取得もしくは処分又は賃貸借する不動産のうち、市長が必要と認めるものについて、その適正な価格又は賃料を審査および評定する。</p> <p>【審査・評定事項】 1 不動産の取得および処分、ならびに交換 1件(一事業、年次にわたる事業は年1件)の予定価格1千万円以上、又は面積が2,500平方メートル以上のもの 2 不動産の賃貸借 貸付 普通財産貸付料算定基準第1第1項(1)、(2)および(3)ならびに第2項により算定した金額以外のもの借上 (ア)土地 普通財産貸付料算定基準第1第1項(2)により算定した金額に前年度の固定資産税相当額を加算した金額を超えるもの (イ)建物 近傍又は類似の地域における使用対象建物等に照応する建物等の賃貸事例において標準的と認められる月額賃貸料を超えるもの 3 市有財産の譲与 4 その他特に必要と認める事項</p>	未実施	未実施		合併時に秋田市の制度に統一する。

項 目 (事務事業名等)	現 況			課 題	調整方針(案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
49 民有地の借入	<p>【不動産借入れ前の必要な措置】 不動産を借入れしようとするときは、あらかじめ当該物件について必要な調査を行い、権利の設定その他特殊な義務があるときは、これを排除し、又は当該物件借入れ後の使用の目的を妨げないよう必要な措置を講じなければならない。</p> <p>【不動産の借入れ】 不動産を借入れしようとするときは、次に掲げる事項を記載した書面により、管財担当課長に協議しなければならない。 (1)物件の表示 (2)借入れの目的および理由 (3)予定価格又は見積価格およびその単価 (4)所有者および関係人の住所および氏名 (5)予算額および経費の歳出科目 (6)契約書案 (7)登記簿謄本又は登録済証の写し (8)関係図面 (9)その他必要な事項</p>	<p>【事務手順】 貸主との事前協議 町長決裁 使用願申請 賃貸借契約締結</p>	未実施		合併時に秋田市の制度に統一する。
50 工事検査	秋田市建設工事検査規程および秋田市財務規則等に基づき工事検査を行っている。なお、1件の契約金額が300万円以上の工事検査は専門検査員が行っている。	河辺町財務規則に基づき工事検査を行っている。	雄和町財務規則に基づき工事検査を行っている。	秋田市のみ専門検査員制度がある。	合併時に秋田市の制度に統一する。
51 工事成績評定	秋田市建設工事検査規程等に基づき、1件の契約金額が150万円以上の工事の成績評定を行っている。	未実施	未実施	秋田市のみ実施している。	合併時に秋田市の制度に統一する。

項 目 ( 事務事業名等 )	現 況			課 題	調整方針(案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
52 議員互助・共済	<p>全国市議会議員団体補償制度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・加入者(現在)15人</li> <li>・事務 新規加入、継続、中途加入脱退等の事務手続きを行う。</li> </ul> <p>全国市議会議長会団体定期保険</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・加入者(現在)0人</li> <li>・事務 新規加入、継続、中途加入脱退等の事務手続きを行う。</li> </ul> <p>議員互助会 特になし</p> <p>市議会議員共済会 議員の就職、退職報告および退職一時金、退職・遺族年金の請求などの事務手続きを行う。</p>	<p>全国町村議会議員新団体補償制度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・加入者(現在)18人</li> <li>・事務 新規加入、継続、中途加入脱退等の事務手続きを行う。</li> </ul> <p>全国町村議会議員互助</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・加入者(現在)18人</li> <li>・事務 新規加入、継続、中途加入脱退等の事務手続きを行う。</li> </ul> <p>河辺町議員互助会 会員相互の親睦、研修会等を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・会員:現議員(18人)</li> <li>・会費:毎月、報酬から1,000円を徴収する。</li> </ul> <p>町村議会議員共済会 議員の就職、退職報告および退職一時金、退職・遺族年金の請求などの事務手続きを行う。</p>	<p>全国町村議会議員新団体補償制度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・加入者(現在)16人</li> <li>・事務 新規加入、継続、中途加入脱退等の事務手続きを行う。</li> </ul> <p>全国町村議会議員互助</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・加入者(現在)18人</li> <li>・事務 新規加入、継続、中途加入脱退等の事務手続きを行う。</li> </ul> <p>雄和町議員互助会 会員相互の親睦、研修会等を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・会員:現議員(18人)</li> <li>・会費:毎月、報酬から500円を徴収する。</li> </ul> <p>町村議会議員共済会 議員の就職、退職報告および退職一時金、退職・遺族年金の請求などの事務手続きを行う。</p>	<p>両町議員の現行団体からの退会事務が必要になる。</p>	<p>合併時に秋田市の制度に統一することになるが、一部町村議会議員共済会の事務を引き継ぐ。</p>
53 議員台帳	<p>任期満了時、選挙後、常任委員会改選時等、人事に変更があった都度整理する。</p>	<p>任期満了時、選挙後、常任委員会改選時等、人事に変更があった都度整理する。</p>	<p>任期満了時、選挙後、常任委員会改選時等、人事に変更があった都度整理する。</p>		<p>合併時に両町の台帳を秋田市が引き継ぐ。</p>
54 議会事務局の機構・職員数	<p>議会事務局の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員定数条例は、20人</li> <li>・現在数 1名(議会事務局長専任) 18名(書記兼任) 1名(技能技師)</li> </ul>	<p>議会事務局の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員数は、2名</li> <li>・現在数 1名(議会事務局長専任) 1名(書記専任) 総務課職員3名書記兼任</li> </ul>	<p>議会事務局の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員定数条例は、2人</li> <li>・現在数 専任2人、兼任1人</li> </ul>		<p>合併時に秋田市の制度に統一する。</p>

項 目 (事務事業名等)	現 況			課 題	調整方針(案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
55 政務調査費	地方自治法第100条第12項および第13項の規定に基づき、秋田市議会議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、秋田市議会における会派に対して政務調査費を交付する。	未実施	未実施	秋田市のみ実施	合併時に秋田市の制度に統一する。
56 本会議運営 (その1)	(1) 運営状況 ・議会の日程 議案の提案説明 休 会(議案調査) 一般質問 質疑、委員会へ議案の付託 常任委員会 委員長報告、報告に対する質疑、討論、採決 ・会議時間は午前10時から午後5時まで	(1) 運営状況 ・議会の日程 議案の提案説明 一般質問 質疑、委員会へ議案付託 常任委員会 委員長報告、報告に対する質疑、討論、採決 ・会議時間は午前10時から午後5時まで	(1) 運営状況 ・議会の日程 議案の提案説明 休会(議案調査) 一般質問 質疑、委員会へ議案付託 常任委員会 委員長報告、報告に対する質疑、討論、採決 ・会議時間は午前10時から午後5時まで	・申合せは河辺町のみ先例を要綱としている。 ・代表質問は秋田市のみ ・総括質疑は雄和町のみ	合併時に秋田市の制度に統一する。
	(2) 議会運営上の申合せ事項 ・秋田市議会関係例規・事例集を作成し、222の事例を掲載している。	(2) 議会運営上の申し合わせ事項 ・要綱にて9項目を掲載配付している。	(2) 議会運営上の申し合わせ事項 ・雄和町議会運営先例集を作成し、97の先例を掲載している。		
	(3) 代表質問 ・人員 各派交渉団体(4人以上会派)から1人ずつとする。 ・発言時間 1回目の質問時間を40分以内に制限している。2、3回目については合わせて30分以内とする。 ・実施時期 原則として3月(2月)定例会で実施	(3) 代表質問 ・未実施	(3) 代表質問 ・未実施		



項 目 (事務事業名等)	現 況			課 題	調整方針(案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
56 本会議運営 (その2、前ページからの続き)	(4) 一般質問 ・人員 1人年1回の発言機会が持てることを基準として、各会派に定例会毎の質問者数を配分し各定例会ごとに、質問者を決定している。なお、各会派に配分した質問者数に満たない場合、会派内で調整し、1人年度2回まで質問できる。 ・関連質問 通告制を採用しているため、一切認めていない。	(4) 一般質問 ・人員 1人当たりの年間質問回数に制限はない。また、各会派への質問者数の配分は行っていない。 ・関連質問 関連質問は許可しない。	(4) 一般質問 ・人員 1人当たりの年間質問回数に制限はない。また、又各会派への質問者数の配分は行っていない。 ・関連質問 関連質問は許可しない。		
	(5) 質疑 ・人員 同一議題につき、会派の代表1人とする。 ・通告 通告制としている。	(5) 質疑 ・人員 会派制はとっていない。 ・通告 通告制はとっていない。	(5) 質疑 ・人員 会派制はとっていない。 ・通告 通告制はとっていない。		
	(6) 討論 ・通告 発言通告制としている。 ・発言時間 制限しない。	(6) 討論 ・通告 発言通告制としている。 ・発言時間 一議題につき4分以内	(6) 討論 ・通告 発言通告制はとっていない。 ・発言時間 議長は必要があると認めるときは、あらかじめ発言時間を制限することができる。		
	(7) 緊急質問 ・議運において緊急性の是非について協議し、その許否を決める。	(7) 緊急質問 ・議運において緊急性の是非について協議し、その許否を決める。	(7) 緊急質問 ・原則としてあらかじめ文書で議長に申し出、その許否については議会運営委員会で協議する。		
	(8) 総括質疑 ・未実施	(8) 総括質疑 ・未実施	(8) 総括質疑 ・予算議会において、予算審議は各常任委員会に付託されるが、所属常任委員会以外に付託される予算については、その大綱に関して審議する。		

項 目 (事務事業名等)	現 況			課 題	調整方針(案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
56 本会議運営 (その3、前ページからの続き)	(9) 会議録の作成 ・作成 定例会、臨時会毎に作成している。 ・配付 議員、当局、図書館等	(9) 会議録の作成 ・作成 定例会、臨時会毎に作成している。 ・配付 事務局に保存	(9) 会議録の作成 ・作成 定例会、臨時会毎に作成している。 ・配付 配付していない。		
	(10) 会議結果報告・議決書の作成 ・送付期日 会期終了後3日以内に市長へ送付 ・報告事項および添付書類 会議名、開会日、閉会日、会期、本会議開会日および議員の出欠、議決の内容、会議録写(作成の上、追って送付)、議案写 ・議場において配付されたものはすべて参考資料として会議録に編綴している。	(10) 会議結果報告・議決書の作成 ・送付期日 会期終了後3日以内に町長へ送付 ・報告事項および添付書類 会議結果の報告、議決条例、議決予算の報告。議案をもって議決書を2部作成し、執行部、議会事務局がそれぞれ保存する。 ・議場において配付されたものは全て参考資料として議決書に編綴している。	(10) 会議結果報告・議決書の作成 ・送付期日 会期終了後3日以内に町長へ送付 ・報告事項および添付資料 会議結果の報告、議決条例、議決予算の報告もそれぞれ行う。議案をもって議決書を2部作成し、執行部、議会事務局がそれぞれ保存する。 ・議場において配付されたものはすべて参考資料として議事事務簿に編綴している。		
	(11) 本会議の傍聴 ・申し込み 自由に傍聴でき、直接、本会議場で申し込む。 ・定員 84人	(11) 本会議の傍聴 ・申し込み 自由に傍聴でき、直接、本会議場で申し込む。 ・定員 50人	(11) 本会議の傍聴 ・申し込み 自由に傍聴でき、直接、本会議場で申し込む。 ・定員 36人		

項 目 (事務事業名等)	現 況			課 題	調整方針(案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
56 本会議運営 (その4、前ページからの続き)	<p>(12) 請願・陳情の受理および審議状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・請願は、形式が整っていれば、内容のいかんを問わず全て受理し、所管の常任委員会および議会運営委員会に付託する。</li> <li>・陳情も請願と同様の取扱いをする。ただし、議長が会議に付す必要がないと認める場合はこの限りでない。</li> <li>・請願の紹介議員については、議長および所管の常任委員は当該請願の紹介を辞退するよう申し合わせている。</li> <li>・請願、陳情の審査にあたっては、一部採択を採用している。</li> <li>・請願、陳情は、招集日前3日までに受理したものを付議する。</li> </ul>	<p>(12) 請願・陳情の受理および審議状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・請願は、形式が整っていれば、内容のいかんを問わず全て受理し、所管の常任委員会および議会運営委員会に付託する。</li> <li>・陳情も請願と同様の取扱いとする。</li> <li>・請願の紹介議員については、議長・副議長および所管の常任委員は当該請願の紹介議員にならないのを原則とする。</li> <li>・請願、陳情の審査にあたっては、一部採択を採用している。</li> <li>・請願、陳情は、運営委員会開催日までに受理したものを付議する。</li> </ul>	<p>(12) 請願・陳情の受理および審議状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・請願は、形式が整っていれば、内容のいかんを問わず全て受理し、所管の常任委員会および議会運営委員会に付託する。</li> <li>・陳情も請願の例により処理し、請願の例による必要がないときは議会運営委員会に諮ってその写しを議員に配付する。</li> <li>・請願の紹介議員については、議長・副議長および所管の常任委員は当該請願の紹介議員にならないのを原則とする。</li> <li>・請願、陳情の審査にあたっては、一部採択を採用している。</li> <li>・請願、陳情は、運営委員会開催日までに受理したものを付議する。</li> </ul>		
	<p>(13) 議員提出議案</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・議員提出議案(議案、意見書、決議等)については、委員間で十分調整し、修正、訂正を行い、妥協点を見出し全会一致となるよう努力をする。しかしながら、結果として意見の一致を見出せなかった場合は、議会運営委員の5分の4以上の賛成をもって決定することができるものとする。</li> </ul>	<p>(13) 議員提出議案</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・議案、決議および意見書は委員会付託を省略して採決する。常任委員会の所管に関するもの(付託された請願、陳情に対する意見書等)は、それぞれの常任委員会委員名で提出する。</li> </ul>	<p>(13) 議員提出議案</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・議員提出議案(議案、意見書、決議等)については、委員間で十分調整し、修正を行い、妥協点を見出し全会一致となるよう努力する。</li> </ul>		

項 目 ( 事務事業名等 )	現 況			課 題	調整方針(案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
57 委員会運営 (その1)	<p>(1) 委員会種別と委員数</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・名称、委員の定数 <ul style="list-style-type: none"> <li>総務委員会 11人</li> <li>厚生委員会 11人</li> <li>教育産業委員会 10人</li> <li>建設委員会 10人</li> </ul> </li> <li>・任期 2年</li> </ul> <p>(2) 委員会審査と開催状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・会期中における委員会の開催方法および日数 各委員会は4委員会同時開催で、2日ないし3日の日程をとっている。</li> <li>・結果の出たものおよび継続審査と決定したものの本会議における報告方法 議案については議案番号順、請願・陳情については採択(一括)、不採択(一括)の順で報告する。なお、継続審査分については委員長の口頭報告によらず、申出書により議長が会議に諮って決定している。</li> </ul> <p>(3) 委員会の傍聴</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委員長の許可を得た後、傍聴券の交付を受け傍聴する。</li> <li>・定員 10人</li> </ul>	<p>(1) 委員会種別と委員数</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・名称、委員の定数 <ul style="list-style-type: none"> <li>総務常任委員会 6人</li> <li>建設常任委員会 6人</li> <li>教育民生常任委員会 6人</li> </ul> </li> <li>・任期 2年</li> </ul> <p>(2) 委員会審査と開催状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・会期中における委員会の開催方法および日数 各委員会は3委員会同時開催を原則とし、1日ないし2日の日程をとっている。</li> <li>・結果の出たものおよび継続審査と決定したものの本会議における報告方法 議案および請願・陳情については議案等番号の順で報告する。また継続審査も同じ扱いとしている。</li> </ul> <p>(3) 委員会の傍聴</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委員長の許可を得た者が傍聴することができる。傍聴券は交付していない。</li> <li>・傍聴席は特に設けていない。</li> </ul>	<p>(1) 委員会種別と委員数</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・名称、委員の定数 <ul style="list-style-type: none"> <li>総務常任委員会 6人</li> <li>教育民生常任委員会 6人</li> <li>産業建設常任委員会 6人</li> </ul> </li> <li>・任期 2年</li> </ul> <p>(2) 委員会審査と開催状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・会期中における委員会の開催方法および日数 委員会は3委員会同時開催で、3日間日程をとっている</li> <li>・結果の出たものおよび継続審査と決定したものの本会議における報告方法 議案については可決(一括)、否決(一括)また請願・陳情については採択(一括)、不採択(一括)の順で報告する。なお、継続審査分については閉会中の審査許可を申し出る。</li> </ul> <p>(3) 委員会の傍聴</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・議員のほか、委員長の許可を得た者が傍聴することができる</li> </ul>		合併時に秋田市の制度に統一する。

項 目 (事務事業名等)	現 況			課 題	調整方針(案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
57 委員会運営 (その2、前ページからの続き)	(4) 委員会記録の作成 ・委員長は、職員をして会議の概要(要旨)、出席委員の氏名等必要な事項を記載した記録を作成し、議長(事務局)が保管する。 ・記録作成の補完的機能として、テープによる録音をしている。	(4) 委員会記録の作成 ・委員長は、職員をして会議の概要(要旨)、出席委員の氏名等必要な事項を記載した記録を作成し、議長(事務局)が保管する。 ・記録作成の補完的機能として、テープによる録音をしている。	(4) 委員会記録の作成 ・委員長は、職員をして会議の概要、出席委員の氏名等必要な事項を記載した記録を作成し、議長(事務局)が保管する。 ・記録作成のため、テープによる録音をしている。		
	(5) 議会運営委員会 ・定数および任期 10人 2年 ・委員選出方法 各派交渉団体の所属議員数の比率によって選出する。なお、委員長は議長選出会派から、副委員長は副議長選出会派から選出することを申し合わせている。 ・各派交渉団体の要件 申し合わせにより、4人以上をもって構成する会派を交渉団体として認めている。 ・議長・副議長 議長 地方自治法第105条をもって出席する。 副議長 オブザーバーとして出席する。 ・協議事項 議会の運営に関する事項、議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項、議長の諮問に関する事項について調査し、議案、陳情等を審査する。	(5) 議会運営委員会 ・定数および任期 6人 4年 ・委員選出方法 各常任委員会から2名を選出している。 ・交渉団体の要件 特になし ・議長・副議長 議長 オブザーバーとして参与している。 副議長 委員に入ることを申し合わせている。 ・協議事項 議会の運営に関する事項、議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項、議長の諮問に関する事項について調査し議案等を審査する。	(5) 議会運営委員会 ・定数および任期 6人 2年 ・委員選出方法 会派および地域の互選による選考委員会において協議のうえ議長が会議に諮って指名する。 ・交渉団体の要件 特になし ・議長・副議長 議長 オブザーバーとして参画している。 副議長 委員に入ることを申し合わせている。 ・協議事項 議会の運営に関する事項 議会の会議規則、委員会の条例等に関する事項 議長の諮問に関する事項		

項 目 (事務事業名等)	現 況			課 題	調整方針(案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
58 協議会の開催	<p>(1) 全員協議会 行政上の問題として議会が周知していなければならない問題、もしくは議会内部の問題として意思の疎通を図る必要があると認めた場合に各派代表者と協議のうえ議長が招集し、議員全員をもって構成する。</p> <p>(2) 委員協議会 委員会所管事項について協議すべき内容について当局に報告を求め、その都度委員会別に開催している。</p>	<p>(1) 全員協議会 ・会期中における議長召集の協議会 ・会期外における議長召集の協議会 ・町長から議長へ要請による協議会</p> <p>(2) 委員協議会 委員会として無関心でいられない事件について協議している。</p>	<p>(1) 全員協議会 行政上の問題として議会が周知していなければならない問題、もしくは議会内部の問題として意思の疎通を図る必要があると認めた場合に議長が招集し、議員全員をもって構成する。</p>		合併時に秋田市の制度に統一する。
59 議会広報の発行	<p>定例会を中心に議会広報の発行を行う。(昭和51年2月創刊)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・名 称 「あきた市議会だより」</li> <li>・発行回数 年 4 回</li> <li>・発行部数 1 回128,500部(予算)</li> <li>・判 型 A 4 判・8 ページ(3 月定例会のみ10ページ)</li> <li>・組 字 1 段14字×34行・5段組</li> <li>・活字・色 10ポイント(オフセット印刷)、黒と特色</li> <li>・編 集 市議会だより編集委員会(各派交渉団体から1名、計6名)</li> <li>・配布先 市内全戸配布</li> <li>・配布方法 配布業者へ委託(128,000部)</li> <li>・予算額 平成15年度印刷製本費 7,449千円(PDFファイル含む) 配布委託料 2,702千円 写真現像代 25千円</li> </ul>	<p>定例会を中心に議会広報の発行を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・名 称 かわべ「議会だより」</li> <li>・発行回数 年 4 回発行</li> <li>・発行部数 1 回3,500部</li> <li>・判 型 A4 版・10~12ページ</li> <li>・組 字 1 段14字×32行・5 段組</li> <li>・活字・色 10ポイント(オフセット印刷)、黒と特色</li> <li>・編 集 広報編集委員会(6名各常任委員会より2人)</li> <li>・配布先 町内全戸配布</li> <li>・配布方法 職員</li> <li>・予算額 平成15年度印刷製本費 1,378千円(PDFファイル・現像代除く)</li> </ul>	<p>定例会を中心に議会広報の発行を行う。(昭和50年12月創刊)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・名 称 「ゆうわ議会だより」</li> <li>・発行回数 年 4 回</li> <li>・発行部数 1 回2,400部(予算)</li> <li>・判 型 A4 判・18ページ2 回、16ページ2 回</li> <li>・組 字 1 段12字×32行・6 段組</li> <li>・活字・色 10ポイント(オフセット印刷)</li> <li>・編 集 議会広報編集委員会(6名)</li> <li>・配布先 町内全戸配布</li> <li>・配布方法 自治会長へ依頼(2,200部)</li> <li>・予算額 平成15年度印刷製本費 1,462千円 写真現像代 30千円</li> </ul> <p>一般質問の広報作成原稿は質問者に依頼している。</p>	発行の形態が異なる。	合併時に秋田市の制度に統一する。

項 目 ( 事務事業名等 )	現 況			課 題	調整方針(案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
60 議会選出各種委員	(1) 議員から選出する委員 ・議案として市長が議会に提出し、議決する委員 監査委員(1人) ・議会が推薦する委員 農業委員(議員3人、その他2人) ・議員のうちから推薦する委員 民生委員推薦会委員(2人) 都市計画審議会委員(4人)	(1) 議員から選出する委員 ・議案として町長が議会に提出し、議決する委員 監査委員(1人) ・議会が推薦する委員 消防一部事務組合(3人) 農業委員(3人) ・議員のうちから推薦する委員 民生委員推薦会委員(1人) 都市計画審議会委員(5人) 青少年問題協議会委員(2人)	(1) 議員から選出する委員 ・議案として町長が議会に提出し、議決する委員 監査委員(1人) ・議会が推薦する委員 農業委員(議員0、議員以外3人) ・議員のうちから推薦する委員 民生委員推薦会委員(2人) 都市計画審議会委員(4人) 青少年問題協議会委員(1人) ・議会が選挙により選出する議員 河辺雄和地区消防一部事務組合議員(3人)		合併時に秋田市の制度に統一する。
	(2) 秋田市議会の委員 ・議長が会議にはかって指名する委員 常任委員会委員 議会運営委員会委員 特別委員会委員	(2) 河辺町議会の委員 ・議長が会議にはかって指名する委員 常任委員会委員 議会運営委員会委員 特別委員会委員	(2) 雄和町議会の委員 ・議長が会議にはかって指名する委員 常任委員会委員 議会運営委員会委員 特別委員会委員 議会広報編集委員会委員		
61 議員行政視察	視察については、会派の視察が1回以上、他は1回行っている。 ・一般行政視察旅費(1人年額) 130,000円(昭62.4.1より) ・常任委員会旅費( " ) 150,000円(平6.4.1より) ・議会運営委員会視察旅費( " ) 100,000円(平10.4.1より) ・調査特別委員会(1人年額) 実費 ・海外視察旅費(15年度) ヨーロッパ諸国 〔東北市議会議長会主催〕 (1人) 657千円 全額公費負担	視察については、議員一人当り年間 45,000円(平成15年度)	視察については、年に1回行っている。 ・一般行政視察旅行 (委員会単位で実施) (15年度1人当たり) 75,000円		合併時に秋田市の制度に統一する。

項 目 ( 事務事業名等 )	現 況			課 題	調整方針(案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
62 各派会長会議	<p>議会運営上の問題と議会内の意思統一の総合調整を図る必要性から設置している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・構成 議長、副議長と全会派(1人でも会派として認める)の会長で構成している。</li> <li>・招集 議長が招集する。</li> <li>・協議事項 内規を設けていないので、明確な権限はないが、議会内の意思統一の総合調整を図る必要があると議長が判断した事項について協議する。</li> </ul>	未実施	未実施	両町は会派制をとっていない。	合併時に秋田市の制度に統一する。
63 議会の情報公開	<p>目的 秋田市情報公開条例の施行に伴い、市民に適切な情報提供を行うとともに、円滑な事務執行を図るため。</p> <p>概要 ・公文書の開示・不開示の決定は議長としている。 ・開示・不開示の決定に当たり疑義が生じた場合は、各派会長会議の意見を聞き、議長が、最終決定するとともに議長決裁としている。 ・議会における情報公開の窓口は、事務局二課としている。 ・不服申し立てがなされた時は、申し立てが不適法であり却下する場合、または不開示の決定を取り消し、新たに開示の決定をする場合を除き、秋田市情報公開審査会に諮問することになっている。 ・公文書の開示・不開示について明確に判断されるものについては、局長決裁としている。</p>	<p>目的 河辺町情報公開条例の施行に伴い、町民に適切な情報提供を行うとともに、円滑な事務執行を図るため。</p> <p>概要 ・公文書の開示・非開示の決定は議長としている。</p>	<p>目的 雄和町情報公開条例の施行に伴い、町民に情報の公開を請求する権利を明らかにすることにより行政運営の公開性の向上と共に町政への理解と信頼を深める。</p> <p>概要 ・公文書の開示、不開示の決定は議長としている。 ・不服申し立てがなされた時は、申し立てが不適法であり却下する場合、または不開示の決定を取り消し、新たに開示の決定をす場合を除き、雄和町情報公開審査会に諮問することになっている。</p>		合併時に秋田市の制度に統一する。



項 目 (事務事業名等)	現 況			課 題	調整方針(案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
64 各種委員の報酬・費用 弁償(その1)	<b>【委員報酬】</b> 教育委員 委員長：月額 128,000円 委員：月額 106,000円 選挙管理委員 委員長：月額 71,000円 委員：月額 55,000円 公平委員 委員長：月額 11,000円 委員：月額 9,000円 監査委員 識見者：月額 224,000円 市議会議員：月額 56,000円 農業委員 会長：月額 87,000円 会長代理：月額 55,000円 委員：月額 51,000円 固定資産評価審査委員 委員長：日額 11,000円 委員：日額 9,000円 国民健康保険運営協議会の委員 ：日額 8,800円 選挙長          ：日額 10,700円 投票管理者      ：日額 12,700円 開票管理者      ：日額 10,700円 投票立会人      ：日額 10,800円 開票および選挙立会人 ：日額 8,900円 その他の非常勤の職員 日額8,800円以内又は月額302,000 円以内において市長が定める額。 ただし、特に高度の専門的な知識 経験等を必要とする職務にある職 員として市長が認めるものにあっ ては、日額62,000円以内又は 月額622,000円以内	<b>【委員報酬】</b> 社会教育指導員：月額 100,000円 教育委員会委員長：月額 35,000円 農業委員会会長：月額 35,000円 農業委員会の委員：月額 30,000円 教育委員会委員：月額 28,000円 監査委員 見識を有する者 ：月額 35,000円 議員選出 ：月額 20,000円 情報公開審査会委員 ：日額 10,000円 固定資産評価審査委員会の委員 ：日額 6,800円 国民健康保険運営委員会委員 ：日額 6,800円 選挙管理委員会の委員 ：日額 6,800円 財産区管理会委員：日額 6,800円 公民館運営審議会委員 ：日額 6,300円 社会教育委員      ：日額 6,300円 水防協議会委員   ：日額 6,300円 民生委員推薦委員会委員 ：日額 6,300円 体育指導委員会委員：日額 6,300円 防災協議会委員   ：日額 6,300円 特別職報酬等審議会委員 ：日額 6,300円 行政改革推進委員会委員 ：日額 6,300円 顕彰選考委員会委員：日額 6,300円 特別土地保有税審議会委員 ：日額 6,300円 環境保全審議会委員：日額 6,300円	<b>【委員報酬】</b> 教育委員 委員長 月額35,000円 委員          28,000円 選管委員 委員長 日額 8,000円 委員          7,000円 監査委員 知識経験者月額35,000円 議員月額20,000円 農業委員 会長月額35,000円 委員          30,000円 固定資産評価審査委員日額 7,000円 国民健康保険運営協議会委員 日額 7,000円 選挙長          日額10,400円 投票管理者      日額12,300円 投票立会人      日額10,500円 開票及び選挙立会人 日額 7,000円 学校医 1校(1施設)につき 年額71,000円または81,000円 その他 日額7,000円または8,000円	両町独自の委員に対 する報酬等をどうす るか。	原則として合併時に 秋田市の制度に統一 する。ただし、両町 独自の委員を継続す る必要がある場合 は、現行の報酬額を 基本とする。なお、 各事務事業の調整協 議を踏まえ、所要の 措置を行うものとし る。

項 目 (事務事業名等)	現 況			課 題	調整方針(案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
64 各種委員の報酬・費用 弁償(その2)		給食センター運営審議会委員 :日額 6,300円 簡易水道運営協議会委員 :日額 6,300円 文化財保護審議会委員 :日額 6,300円 自然休養村管理センター運営委員 :日額 6,300円 心身障害児就学指導委員 :日額 6,300円 予防接種担当医 :日額 6,300円 投票管理者 :日額 12,700円 開票管理者 :日額 10,700円 選挙長 :日額 10,700円 投票立会人 :日額 10,800円 開票立会人 :日額 8,900円 学校医 内科 :年額 81,000円 耳鼻科 :年額 71,000円 眼科 :年額 71,000円 学校歯科医 :年額 71,000円 学校薬剤師 :年額 30,000円 介護認定審査会委員:日額 20,000円 その他の委員:日額6,300円以内にお いて町長の定める額			

項 目 (事務事業名等)	現 況			課 題	調整方針(案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
64 各種委員の報酬・費用弁償(その3)	<p>【費用弁償】 市議会議員が、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会に参会したとき 農業委員が農業委員会に参会したとき</p> <p>委員の住居と参会場までの片道の距離により支給 4km未満 1日につき3,500円 4km～8km未満 1日につき4,000円 8km～10km未満 1日につき4,500円 10km以上 1日につき5,000円</p> <p>【消防団】 団長 112,300円 副団長 81,900円 分団長 50,500円 副分団長 39,500円 部長 31,800円 班長 25,800円 団員 20,400円 費用弁償額 1回2,800円</p>	<p>【費用弁償】 日当(1日につき) 2,600円 宿泊料(1日につき) 甲地方 13,100円 乙地方 11,800円 食卓料 2,600円 その他 特別職の職員に支給する旅費については、一般職の職員に支給する旅費の例による。ただし、管内における旅行については日当はこれを支給しない</p> <p>【消防団】 団長 60,000円 副団長 45,000円 分団長 40,000円 副分団長 35,000円 部長 30,000円 班長 25,000円 団員 20,000円 機関訓練、水・火災・警戒の場合 1回につき 2,000円</p>	<p>【費用弁償】 日当2,200円 車賃和37円</p> <p>【消防団】 団長年額80,000円 ~ 消防団員年額20,000円</p>		

項 目 (事務事業名等)	現 況			課 題	調整方針(案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
65 特別職報酬等審議会	<p>【概要】 市長の諮問に応じ、特別職の報酬等の額について審議する</p> <p>【委員】 7人(その都度任命) 市の区域内の公共的団体等の代表者 その他住民のうちから任命</p> <p>【会議】 改正が必要となったとき開催</p> <p>【名称】 秋田市特別職報酬等審議会</p> <p>【目的】 市長の諮問に応じ、特別職の報酬等の額について審議する</p> <p>【活動内容等】 特別職報酬等の額について審議する</p> <p>【委員等の構成】 7人(その都度任命) 市の区域内の公共的団体等の代表者 その他住民のうちから任命</p> <p>【活動の状況】 改正が必要となったときに開催</p> <p>【委員等報酬】 日額 7,300円</p>	<p>【概要】 町長の諮問に応じ、議員報酬等の額について審議する</p> <p>【委員】 10人(その都度任命) 町の区域内の公共的団体等の代表者 その他住民のうちから任命</p> <p>【会議】 改正が必要となったとき開催</p> <p>【名称】 河辺町特別職報酬等審議会</p> <p>【目的】 町長の諮問に応じ、議員報酬等の額について審議する</p> <p>【活動内容等】 議員報酬等の額について審議する</p> <p>【活動の状況】 改正が必要となったときに開催</p> <p>【委員等報酬】 日額 6,300円</p>	<p>【概要】 町長の諮問に応じ、議員及び特別職の報酬等の額について審議する</p> <p>【委員】 5人。町内の公共的団体等の代表者 その他町民のうちから町長がその都度任命</p> <p>【会議】 改正が必要となるとき開催</p> <p>【名称】 雄和町特別職報酬等審議会</p> <p>【報酬】 日額7,000円 と費用弁償</p>		合併時に秋田市の制度に統一する。
66 病院事業	<p>一般病床 410床、 精神病床 60床、 結核病床 46床 外来患者数 380,758人 入院患者数 158,236人 (平成14年度) 収益 91億8,603万円 費用 90億8,932万円 (税抜、平成14年度)</p>	未実施	未実施	秋田市のみ実施している。	合併時に秋田市の制度に統一する。